

2019年1月18日 全15頁

法律・制度 Monthly Review 2018.12

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
藤野 大輝

[要約]

- 12月の法律・制度に関する主な出来事と、12月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 12月は、「平成31年度税制改正大綱」が公表されたこと（14日）、金融庁が「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書を公表したこと（21日）、金融庁がバーゼル規制に関してTLAC規制・TLAC保有規制の導入、証券化エクスポージャーの見直し、レバレッジ比率3%の最低比率基準（第1の柱）の導入を行ったこと（28日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

◀ 目次 ▶

○12月の法律・制度レポート一覧	2
○12月の法律・制度に関する主な出来事	2
○1月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
2019年度税制改正大綱（証券・金融税制）	7
○レポート要約集	10
○12月の新聞・雑誌記事・TV等	14
○12月のウェブ掲載コンテンツ	15

◇12月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
13日	相続法改正の概要【施行日決定版】 ～原則として、2019年7月1日に施行～	小林 章子	その他法律	14
	開示府令改正案（記述情報等） ～経営者の認識に基づく開示等の拡充が求められる～	藤野 大輝	金融商品 取引法	9
14日	開示府令改正案（監査の状況） ～ネットワークベースで監査報酬の開示が 必須になる等、項目が拡充～	藤野 大輝	金融商品 取引法	8
17日	役員報酬決定の再一任制限は見送り？ ～取締役報酬を巡る会社法制見直しの議論 続報～	横山 淳	会社法	3
	新聞が提供した金融経済情報の分析 ～保険分野の記事は多いが、 資産形成商品などの記事は不足している～	是枝 俊悟	金融商品 取引法	10
	法律・制度 Monthly Review 2018.11 ～法律・制度の新しい動き～	藤野 大輝	その他法律	16
21日	SECのデジタル資産に関する規制対応 ～現行連邦証券法の枠内でガイダンスを公表へ～	鳥毛 拓馬	金融制度	5
	2019年度税制改正大綱（証券・金融税制） ～NISAの利便性向上、住宅ローン減税の拡充など～	是枝 俊悟	税制	11
25日	仮想通貨規制の見直しの方向性（概要編） ～仮想通貨デリバティブ、 ICOに対する規制も導入予定～	横山 淳	金融制度	6
	過大支払利子税制の見直し ～国内金融機関に支払う借入金の利子は、 引き続き損金算入制限の対象外～	金本 悠希	税制	6
26日	独占禁止法の企業結合規制等の議論 ～地方銀行等の経営統合への適用について、 来年夏に向け議論～	金本 悠希	その他法律	8

◇12月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
3日	<ul style="list-style-type: none"> ◇日本国政府とアルゼンチン共和国政府、両国間の租税条約について実質合意。 ◇日本監査役協会、「企業不祥事の防止と監査役等の取組－最近の企業不祥事案の分析とアンケート結果を踏まえて－」を公表。 ◇国税庁、「平成29事務年度 法人税等の調査事績の概要」を公表。法人税の非違があった法人は7万3千件（前年比+1.3%）、申告漏れ所得金額は9,996億円、（同+20.9%）、追徴税額は1,948億円（同+12.4%）。
4日	◇バーゼル銀行監督委員会（BIS）、「サイバー耐性管理の諸慣行」を公表。サイバー耐性を強化するための課題とイニシアチブを10の調査結果にまとめている。

5日	◇国税庁、「源泉所得税の改正のあらまし（BEPS 防止措置実施条約）」を公表。
6日	◇英国財務報告評議会（FRC）、監査品質に対するテーマ別レビュー「年次報告書におけるその他の記載内容」を公表。
7日	◇国税庁、「ダイレクト納付を利用した予納の開始について」を公表。ダイレクト納付利用者は2019年1月4日から預貯金口座からの振替により予納することが可能に。 ◇金融行為規制機構（FCA）、CFD やバイナリーオプションの販売規制の恒久的措置を2つのコンサルテーション・ペーパーで提案。
10日	◇米国の監査品質センター（CAQ）、「監査上の重要な事項（CAMs）：教訓、検討すべき論点及び実例」を公表。
11日	◇BIS、最終規則文書「開示要件（第3の柱）の更新—第3フェーズ」を公表。 ◇天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律が公布・施行。5月1日と10月22日が祝日扱いに。2019年は4月27日から5月6日まで10連休に。
12日	◇総務省、経済産業省、公正取引委員会、「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」中間論点整理を公表。デジタル・プラットフォーマーの意義・特性、法的評価の視点、データの移転・開放ルールの検討等、7つの論点を整理。 ◇国税庁、「平成29事務年度における相続税の調査の状況について」を公表。申告漏れ等の非違件数は10,521件（前年比+6.0%）、申告漏れ課税価格は3,523億円（同+6.9%）、追徴税額は783億円（同+9.4%）。 ◇国税庁、「平成29年分の相続税の申告状況について」を公表。課税対象となった被相続人数は約11万2千人（前年比+5.7%）、税額は2兆185億円（同+8.1%）。
13日	◇BIS、市中協議文書「レバレッジ比率開示要件の見直し」を公表。 ◇国際会計基準審議会（IASB）、公開草案「不利な契約—契約履行コスト」（IAS第37号の修正案）を公表（コメント期限は2019年4月15日）。契約履行コストにどのコストを含めるべきかを明確化。
14日	◇自由民主党、公明党、「平成31年度税制改正大綱」を公表。住宅ローン減税の拡充、NISA制度の改善（ただし恒久化を含む期限延長はなし）、個人事業者の事業承継税制の創設、一括贈与非課税制度の改正、既存口座のマイナンバー告知猶予期間の延長、仮想通貨の法人税等における扱いの一部明確化、成人年齢引き下げに伴う各種年齢要件の18歳への引き下げ（NISA、相続税等）、森林環境税の創設等が盛り込まれている。 ◇日本公認会計士協会（JICPA）、会計制度委員会研究報告「偶発事象の会計処理及び開示に関する研究報告」（公開草案）を公表（2019年1月25日まで意見募集）。 ◇JICPA、会計制度委員会研究報告「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」（公開草案）を公表（2019年1月25日まで意見募集）。 ◇全国銀行協会、「手形・小切手機能の電子化に関する検討会報告書」を公表。 ◇欧州証券市場監督局（ESMA）、呼値の刻みに関する仕組みを改正する最終報告書を公表。
15日	◇国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）、パリ協定の実施に向けた一連のガイドライン（ルールブック）に合意。
17日	◇国税庁、「e-Tax アプリについて」を公表。アプリのインストール方法やログイン方法、操作方法等を解説。
18日	◇総務省、経済産業省、公正取引委員会、「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」を公表。「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」中間論点整理を踏まえ、デジタル・プラットフォーマーに関する法的評価の視点、プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進等、7つの基本原則を策定。 ◇証券取引委員会（SEC）、決算発表及び四半期報告について、報告会社の負担を委員会がどのように軽減できるかについてパブリックコメントを募集（コメント期限は90日間）。
19日	◇日本証券業協会、「銀行法施行規則等の一部改正その他諸状況の変化に伴う『協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』の一部改正について（案）」を公表（2019年1月18日まで意見募集）。

20日	<ul style="list-style-type: none"> ◇国税庁、「非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例措置等に関する質疑応答事例について（19日付）」を公表。 ◇連邦準備制度理事会（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）、米国内銀行 8 行に適用する整理計画（いわゆる living wills）に関するガイダンスを完成させたと発表。 ◇財務会計基準審議会（FASB）、非営利団体ののれん等の会計処理の負担を軽減する代替措置を提案する会計基準アップデートを公表。
21日	<ul style="list-style-type: none"> ◇政府、平成 31 年度税制改正の大綱及び平成 31 年度予算案を閣議決定。 ◇国税庁、「法人税基本通達等の一部改正について（法令解釈通達）」（12日付）を公表。 ◇金融庁、「記述情報の開示に関する原則（案）」を公表（2019年2月1日まで意見募集）。企業が経営目線で経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報等を開示していく上でのガイダンス。 ◇金融庁、「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書を公表。顧客財産の管理・保全の強化、仮想通貨カストディ業務（ウォレット業務）への規制導入等を提言。仮想通貨デリバティブ取引や ICO への規制対応についても提言している。 ◇日本取引所グループ（JPX）、「市場構造の在り方等の検討に係る意見募集（論点ペーパー）」を公表（2019年1月31日まで意見募集）。 ◇国税庁、『『所得税基本通達の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）」（19日付）を公表。所得税法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴い、恒久的施設の取扱い等を整備。 ◇FRB、商品先物取引委員会（CFTC）、FDIC、通貨監督庁（OCC）、SEC、ボルカー・ルール制限から一定のコミュニティバンクを除外することを提案（コメント期限は 30 日間）。 ◇SEC スタッフ、MiFID II のリサーチに関する規制への対応の検討を継続していくことを示す。
25日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」を公表（2019年1月23日まで意見募集）。店頭 FX 取引を行う業者に対し、ストレステストの実施や各種リスク情報の開示を求めるもの。 ◇経済産業省、「気候関連財務情報開示に関するガイダンス（TCFD ガイダンス）」をとりまとめ。企業が TCFD 提言に沿った開示を進めるためのガイダンスを提示。 ◇経済産業省、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の趣旨に賛同の署名。 ◇年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）、TCFD への賛同を表明。 ◇ASBJ、2019年4月1日以後の委員長に現副委員長の小賀坂敦氏を選任。
26日	<ul style="list-style-type: none"> ◇JICPA、「倫理規則」、「違法行為への対応に関する指針」及び「職業倫理に関する解釈指針」の改正に関する公開草案を公表（2019年1月28日まで意見募集）。国際会計士連盟（IFAC）の国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理規程が「情報の作成及び提供」、「プレッシャー」及び「違法行為への対応」に関して改正されたことを受けたもの。企業等所属の公認会計士が対象。
27日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ASBJ、「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」を改訂。 ◇ASBJ、改正「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」を公表。 ◇金融庁の金融審議会「市場ワーキング・グループ」、「直接金融市場に関する現行規制の点検」をとりまとめ。契約締結前交付書面等の見直し、犯則調査における証拠収集・分析手続、非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制の検討、整備を提言。
28日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融庁、流動性比率規制に関する「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）を公表（2019年1月28日まで意見募集）。近似 LCR の当局への報告基準となる流動性カバレッジ比率の水準を引き上げ。 ◇金融庁、「自己資本比率規制（第 1 の柱・第 3 の柱）に関する告示の一部改正（案）」を公表（2019年1月28日まで意見募集）。BIS の最終文書「証券化商品の資本賦課枠組みの見直し」（2014年12月）等を踏まえ、改正。 ◇金融庁、「銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令等の一部を改正する命令案」等の府省令及び「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有す

28 日	<p>る資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準」等の告示案等を公表（2019年1月28日まで意見募集）。国際統一基準行を対象に新たにレバレッジ比率3%の最低比率基準（第1の柱）を導入。</p> <p>◇金融庁、銀行法施行規則及び「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」等の一部改正案等を公表（2019年1月28日まで意見募集）。TLAC規制・TLAC保有規制に係る所要の改正を行う。</p> <p>◇金融庁、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」を公表。事業報告・計算書類と有価証券報告書の一体的開示の開示例を公表。</p>
------	---

◇1月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2019 年	1 月 1 日	<p>◇NISAの口座開設申込時の即日買付けの実施。</p> <p>◇（2019年1月1日以後開始事業年度より）税法上の「恒久的施設」（PE）の定義の見直しが施行。</p> <p>◇e-Tax（国税電子申告・納税システム）において、税務署で本人確認後に発行されるIDとパスワードを利用した「ID・パスワード方式」が利用可能に。</p> <p>◇IFRS16号「リース」発効。</p> <p>◇「BEPS防止措置実施条約」がわが国にて発効。</p>
	1 月 4 日	◇コンビニエンスストアでQRコードを利用した税の納付が可能に。
	1 月 13 日	◇民法（相続法）の改正のうち、自筆証書遺言の方式緩和が施行。
	3 月 31 日	<p>◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行（国内基準行）。</p> <p>◇G-SIBs（3メガバンク）へのTLAC規制導入（リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%）。</p> <p>◇TLAC保有規制導入（国際統一基準行及び国内基準行）</p> <p>◇安定調達比率を導入（国際統一基準行）。</p> <p>◇ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の枠組みの見直しが実施予定（国際統一基準行及び国内基準行）。</p> <p>◇レバレッジ比率3%の最低比率基準（第1の柱）の導入（国際統一基準行）</p> <p>◇証券化エクスポージャーの見直し（国際統一基準行及び国内基準行）</p>
	4 月 1 日	<p>◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。</p> <p>◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。</p> <p>◇特定美術品の相続税の納税猶予制度の適用が開始。</p> <p>◇改正商法・国際海上物品運送法施行。</p> <p>◇確定申告添付書類の簡素化（予定）。</p> <p>◇個人事業者の事業承継税制の創設（2019年1月1日から遡及適用）（予定）。</p> <p>◇（2019年4月1日以後終了事業年度より）仮想通貨の法人税時価課税実施（予定）。</p> <p>◇森林環境譲与税の創設（予定）。</p>
	6 月 1 日	<p>◇所有者不明の土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行。</p> <p>◇ふるさと納税の見直し（予定）。</p>
	6 月 15 日	◇改正消費者契約法が施行。
	7 月 1 日	<p>◇企業型確定拠出年金（企業型DC）の運営管理機関について、運用商品（デフォルト運用商品を含む）の一覧のインターネット公表が義務付け。</p> <p>◇いわゆる営業職員による確定拠出年金加入者への情報提供等が可能となる（兼務規制の緩和）。</p> <p>◇不正競争防止法等の一部改正法が施行。データの不正取得等を不正競争行為に位置付け、民事上の措置を設ける。</p>

2019年	7月1日	◇民法（相続法）の改正法が原則施行。
	7月16日	◇株式等の決済期間が、現行のT+3（約定日の3営業日後に決済）からT+2（約定日の2営業日後に決済）に短縮（約定分）。
	10月1日	◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入、 自動車税の税率引き下げ等 ）。 ◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）地方法人特別税を廃止し、地方法人税率が4.4%から10.3%に引き上げ。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。 ◇幼児教育無償化の実施（予定）。 ◇ 住宅ローン減税の拡充（控除期間を現行の10年から13年に）（予定）。
2020年	1月1日	◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。 ◇投資信託等の外国税額控除の見直し。 ◇IASの「重要性がある」の定義の修正が発効。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。 ◇（2020年4月1日以後開始事業年度より）大法人の電子申告が義務化。 ◇改正民法（債権法）が施行。 ◇民法（相続法）の改正のうち、配偶者の居住権の創設について施行。 ◇ 本人確認方法の厳格化に関する改正犯収法施行規則施行。 ◇ （2020年4月1日以後開始事業年度より）過大支払利子税制の見直し（予定）。
	7月10日	◇民法（相続法）の改正のうち、自筆証書遺言の保管制度の創設が施行。
	12月31日	◇ EUベンチマーク規則移行期限。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効。
	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。 ◇野村HDへのTLAC規制導入（リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%）。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇（2021年4月1日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より）収益認識に関する会計基準が適用。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。
2022年	3月31日	◇バーゼルⅢ、完全施行（資本フロア規制は2027年までに段階的施行）。 ◇G-SIBs（3メガバンク）へのTLAC規制の比率引き上げ（リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%）。
	4月1日	◇成人年齢（成年年齢）が20歳から18歳に引き下げ。
2023年	1月1日	◇ 一般NISA・つみたてNISAの口座開設可能年齢を20歳以上から18歳以上に引下げ、ジュニアNISAは20歳未満から18歳未満に引下げ（予定）。
	10月1日	◇適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入開始。
2024年	3月31日	◇野村HDへのTLAC規制の比率引き上げ（リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%）。
	4月1日	◇ 森林環境税の創設（予定）。
2027年	3月31日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用（72.5%）。

※原則として、12月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース（一部見込みを含む）で記載。今回新規に追加したものは太字で記載。平成31年度税制改正大綱によるものは下線太字で記載。

◇今月のトピック

2019 年度税制改正大綱（証券・金融税制）

～NISA の利便性向上、住宅ローン減税の拡充など～

2018 年 12 月 21 日

是枝 俊悟

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181221_020541.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 平成 31 年度税制改正大綱による証券・金融税制に係る改正案の概要

No.	個人	法人	項目	概要	施行日	
1	○	—	NISA	海外赴任時のNISA継続利用	一般NISA・つみたてNISAの口座開設者が海外赴任等により一時的に非居住者となる場合、最長6年間、出国中も非課税口座を継続利用することが可能となる	大綱には記載なし
2	○	—		成年年齢引下げに伴う利用可能年齢の変更	口座開設可能年齢を一般NISA・つみたてNISAは20歳以上から18歳以上に引下げ、ジュニアNISAは20歳未満から18歳未満に引下げ	2023年1月1日以後の口座開設から適用（経過措置あり）
3	○	—		ロールオーバー移管依頼書の手続き簡素化	一般NISA・ジュニアNISAのロールオーバー移管依頼書をweb上で提出する場合の本人確認方法を簡素化	大綱には記載なし
4	○	—		勤定切り替え手続きの簡素化	非課税口座異動届出書による当年中の一般NISAとつみたてNISAの切り替え手続きが可能となる	大綱には記載なし
5	○	—	一括贈与非課税制度の改正	教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度につき、受贈者の所得制限を加えるなどの改正を行ったうえで、適用期限を2年延長する	2年延長 (2021年3月31日まで贈与可能)	
6	○	—	住宅ローン減税の拡充	消費税率10%を適用して住宅等を取得した場合、住宅ローン減税の控除期間を現行の10年から13年に拡充	2019年10月1日から2020年12月31日の入居につき拡充	
7	○	—	納税環境整備	既存口座のマイナンバー告知猶予期間の延長	マイナンバー法の施行前に開設された既存口座につき、証券会社等へのマイナンバー告知の猶予期間を3年延長する	3年延長 (2022年1月1日以後最初に配当等を受け取る時まで猶予可能)
8	○	—		確定申告添付書類の簡素化	特定口座年間取引報告書、上場株式配当等の支払通知書などにつき、確定申告書への添付が不要となる	2019年4月1日以後に提出する確定申告書等から適用
9	○	—	仮想通貨	個人の所得計算の整備	仮想通貨の譲渡等により生じた所得の計算方法につき整備を行う	大綱には記載なし
10	—	○		法人の時価課税実施	法人が保有する仮想通貨につき、活発な市場が存在するものは時価評価により評価損益を計上する	2019年4月1日以後開始事業年度から適用（経過措置あり）
11	○	○	投資信託等の内外二重課税の調整の円滑な実施	2020年1月から施行される投資信託等の内外二重課税の調整時の計算方法につき、分配金のうち元本払戻金（特別分配金）分について二重課税の調整対象としない等の整備を行う	2020年1月1日以後支払われる配当等から適用	
12	○	—	特定口座に受け入れられる上場株式等の追加	事後交付型の株式報酬につき、特定口座に受け入れることを可能にする	大綱には記載なし	
13	○	—	税制適格ストックオプションの対象者の拡充	中小企業等経営強化法の認定を受けた場合、取締役及び使用人等以外の者に税制適格ストックオプションを付与することが可能となる	大綱には記載なし	
14	—	—	Jリート等の不動産取得税等の特例措置の延長	Jリート・SPC等が取得する不動産に係る登録免許税・不動産取得税の特例措置を2年延長	2年延長 (2021年3月31日まで適用)	
15	外国金融機関等	—	債券現先取引の利子非課税措置の延長・拡充	外国ファンド等が国内金融機関と行う債券現先取引の利子非課税措置につき、対象となる債券に一定の外国債を加えたうえで適用期限を2年延長	2年延長 (2021年3月31日まで適用)	
16		—	日本版スクークの非課税措置の延長	非居住者・外国法人が受ける社債的受益権の配当等の非課税措置の適用期限を3年延長する	3年延長 (2022年3月31日まで適用)	
17		—	日本版レベニュー債の非課税措置の廃止	非居住者・外国法人が受ける利益連動債の利子等の非課税措置を適用期限をもって廃止する	2019年3月31日の期限をもって廃止	

(注) 個人欄の○は個人投資家に直接影響のある改正、法人欄の○は法人投資家に直接影響のある改正を意味する。

(出所) 自由民主党・公明党「平成31年度税制改正大綱」(平成30年12月14日)をもとに大和総研作成

図表 2 平成 31 年度税制改正大綱による直系尊属からの贈与の非課税制度の改正案

		教育資金		結婚・子育て資金		(参考) 住宅取得等資金
		現行制度	改正案	現行制度	改正案	
贈与者		受贈者の直系尊属(所得制限なし)				
受贈者	年齢	30歳未満		20歳以上50歳未満		20歳以上
	所得制限	なし	贈与前年の所得 1,000万円以下	なし	贈与前年の所得 1,000万円以下	贈与した年の所得 2,000万円以下
贈与できる期間		2019年3月31日 まで	2021年3月31日 まで(2年延長)	2019年3月31日 まで	2021年3月31日 まで(2年延長)	2021年12月31日 まで
非課税が適用される 贈与の上限金額		1,500万円 (ただし、下記②・③への利用は 500万円以内)		1,000万円 (ただし、下記①への利用は 300万円以内)		時期・住宅の種類 等により異なる (最大3,000万円)
贈与の方法		贈与された資金を金融機関の専用口座で管理する				特に限定なし
用途		①学校等に直接支 払う授業料等 ②学校等以外に支払 う習い事の月謝等 ③学校等の活動に必 要な費用で学校等 以外に支払うもの	23歳以後、左記の②は職 業訓練に該当するものを 除き、認められない	①結婚に関する費用 ②妊娠に関する費用 ③出産に関する費用 ④子育て(小学校就学前)に関す る費用	住宅取得等資金	
資金用途の確認方法		領収書等を金融機関に提出				贈与税の申告書 等を税務署に提出
贈与された資金を 使用できる期間		受贈者が30歳に達す るまで	30歳到達時に学校等在学 か職業訓練受講中の場 合、最長40歳まで延長可	受贈者が50歳に達するまで		贈与された年の 翌年3月15日まで
贈与後に贈与者が 死亡した場合		相続財産に 持ち戻さない	贈与後3年以内に贈与者 が死亡し、かつ受贈者が 23歳以上等の条件を満た す場合は残額を相続財産 に持ち戻す	贈与後の贈与者死亡までの経過 期間にかかわらず、残額を相続財 産に持ち戻す		相続財産に 持ち戻さない

(出所) 法令、自由民主党・公明党「平成 31 年度税制改正大綱」(平成 30 年 12 月 14 日)をもとに大和総研作成

図表 3 平成 31 年度税制改正大綱による住宅ローン減税の改正案

		一般住宅		認定住宅	
		現行	改正案	現行	改正案
適用条件	入居の時期	2014年4月～ 2021年12月	2019年10月～ 2020年12月	2014年4月～ 2021年12月	2019年10月～ 2020年12月
	住宅等に係る消費税率	8%または 10%(注1)	10%	8%または 10%(注1)	10%
税額控除の概要	税額控除期間 (入居した年から)	10年間	13年間	10年間	13年間
	控除対象となる 住宅ローン残高の上限	4,000万円		5,000万円	
	控除率	1%			
	1年あたりの 最大税額控除額(注2)	40万円	40万円 (11～13年目は 約26.67万円)	50万円	50万円 (11～13年目は 約33.33万円)
	累計の 最大税額控除額	400万円	480万円	500万円	600万円

(注1) 消費税率 5%または非課税で住宅等を取得した場合は、控除対象となる住宅ローン残高の上限等が異なる。

(注2) 各年の税額控除額は、原則として各年末の住宅ローン残高(ただし上限の範囲内)に控除率(1%)を乗じた金額となる。ただし、改正案においては、11～13年目の税額控除額は、住宅ローン残高に基づく税額控除額と住宅取得等に支払った消費税率 2%分相当額の 1/3 のいずれか少ない方が控除上限。

(注3) 2019年10月～2020年12月の入居であっても消費税率 8%で住宅を取得した場合や、2021年の入居の場合は、現行の住宅ローン減税が適用されるものと考えられる。

(出所) 法令、自由民主党・公明党「平成 31 年度税制改正大綱」(平成 30 年 12 月 14 日)をもとに大和総研作成

図表 4 大綱における「金融所得に対する課税のあり方」の記載の変化

平成 30 年度税制改正大綱	平成 31 年度税制改正大綱
金融所得に対する課税のあり方については、家計の安定的な資産形成を支援するとともに税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。	(年金・退職金課税とあわせて、)金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、 <u>所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ</u> 、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

(注) 下線部およびカッコ内は筆者による。

(出所) 自由民主党・公明党「平成 30 年度税制改正大綱」(平成 29 年 12 月 14 日)・「平成 31 年度税制改正大綱」(平成 30 年 12 月 14 日)をもとに大和総研作成

◇レポート要約集

【13日】

相続法改正の概要【施行日決定版】

～原則として、2019年7月1日に施行～

2018年7月6日、相続に関する民法等の規定（いわゆる相続法）を改正する法律が成立した（同月13日公布）。今回の改正は、約40年ぶりの相続法の大きな見直しとなる。

具体的な内容としては、配偶者居住権、預貯金の仮払い制度、自筆証書遺言保管制度の創設等が盛り込まれた。相続人以外の親族が被相続人の介護等をした場合、「特別寄与料」を請求できる規定も設けられた。

原則として、2019年7月1日に施行される。ただし、配偶者居住権については2020年4月1日に施行される。また自筆証書遺言については、方式緩和は2019年1月13日、保管制度は2020年7月10日に施行される。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181213_020515.html

開示府令改正案（記述情報等）

～経営者の認識に基づく開示等の拡充が求められる～

金融庁は、2018年11月2日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表した。

改正案では、経営方針・経営戦略等の内容を主な事業の内容と関連付けて記載すること、事業上・財務上の課題の内容等を経営方針・経営戦略等と関連付けて記載すること、経営者が認識する「主要なリスク」を経営方針・経営戦略等との関連性の程度を考慮して分かりやすく記載すること、経営者による経営成績等の状況の分析における開示項目・記載の際の注意などについて、それぞれ追加・拡充されている。

改正案では他にも、金額に関する事項を外貨建てで表示した際の対応、株主総利回りの推移の記載、コーポレート・ガバナンスの概要に関する記載について、それぞれ拡充されている。

本稿で解説した改正案のうち、財務情報及び記述情報の充実に係る改正については2020年3月31日以後、その他の改正については2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からの適用が予定されている（経過措置はない）。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20181213_020514.html

【14日】

開示府令改正案（監査の状況）

～ネットワークベースで監査報酬の開示が必須になる等、項目が拡充～

金融庁は、2018年11月2日、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案を公表した。

改正案では、監査役会等の活動状況、監査公認会計士等（監査法人の場合）の継続監査期間（7会計期間未満の場合）、監査公認会計士等を選定した理由、ネットワークベースの監査報酬などについて、開示項目が拡充されている。

監査役監査の状況、会計監査の状況については2020年3月31日以後、それ以外については2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等からの適用が予定される（ネットワークベースの監査報酬については経過措置あり）。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20181214_020516.html

【17日】**役員報酬決定の再一任制限は見送り？****～取締役報酬を巡る会社法制見直しの議論 続報～**

2018年12月12日開催の法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第18回会合において「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案（2）」が提案された。

この中で、第17回会合（10月24日開催）の「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案）」で提案されていた、取締役の個人別報酬等の内容の決定の代表取締役等への再一任につき、株主総会の授権を求めるとの項目が削除されている。

取締役の個人別報酬等の決定を巡る昨今の事例を踏まえ、関心を呼んでいた項目だけに、今後の最終的な要綱案の取りまとめや、会社法改正法案の国会提出・国会審議などに向けて、議論を呼びそうだ。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181217_020525.html

新聞が提供した金融経済情報の分析**～保険分野の記事は多いが、資産形成商品などの記事は不足している～**

多くの日本人は、テレビや新聞などのマスメディアから金融知識について情報を得ていることが先行研究から明らかになっている。本稿では代表的な新聞2紙の1年分の紙面を対象に、最低限身に付けるべき金融リテラシーの向上に資する記事の掲載数と分野別の傾向について調査した。

調査の結果、最低限身に付けるべき金融リテラシーの向上に資する記事数は新聞によって差があることが示唆された。また、分野別に見ると、新聞が提供する金融経済情報は「保険」にやや偏っている。「金融・経済の基礎」、「ローン等」、および「資産形成商品」に関しては記事が不足しているように思われる。

国民（読者）の金融リテラシー向上のため、新聞が「金融・経済の基礎」、「ローン等」、および「資産形成商品」に関する記事掲載を増やすことが期待される。また、金融庁や財務局などの公的機関や全国銀行協会や日本証券業協会、日本貸金業協会などの業界団体などが金融経済教育を行う際には、これらのメディアによる情報提供が不足している分野に特に注力することが望ましい。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20181217_020524.html

法律・制度 Monthly Review 2018.11**～法律・制度の新しい動き～**

11月の法律・制度に関する主な出来事と、11月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

11月は、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案が公表されたこと（2日）、「仮想通貨に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」等が公表されたこと（21日）、「経済政策の方向性に関する中間整理」が公表されたこと（26日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181217_020526.html

【21日】**SECのデジタル資産に関する規制対応****～現行連邦証券法の枠内でガイダンスを公表へ～**

2018年11月16日、SEC（証券取引委員会）のコーポレートファイナンス部門等は、イニシャル・コイン・オファリング（ICO）により発行されるトークンなどを含むデジタル資産証券に関する直近のSECの執行措置をレビューしつつ、その対応をまとめた「デジタル資産証券発行および取引に関する声明」を公表した。

声明では、デジタル資産が連邦証券法の「証券」に該当する場合や、該当した場合に発行体に求められる連邦証券法上の登録義務などについて改めて確認するとともに、発行体が未登録で違法にデジタル資産証券の募集を行っていたとしても、その後に連邦証券法を遵守する道が残されている旨を示している。

声明は新たな規則やガイダンスではないが、CF部門のヒンマン局長は2019年初までに、デジタル資産に関する簡素なガイダンスを公表する予定である旨述べたと報じられている。SECがデジタル資産証券を用いた資金調達を促進する一方で、どのように投資家保護を実現していくのか、引き続き、その動きが注目される。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/securities/20181221_020539.html

2019年度税制改正大綱（証券・金融税制）**～NISAの利便性向上、住宅ローン減税の拡充など～**

自由民主党・公明党は、2018年12月14日、「平成31年度税制改正大綱」（以下、大綱）を公表した。本レポートでは、大綱のうち証券・金融税制について解説する。

NISAは、一時的な海外赴任等の際に非課税口座を継続利用できるようにすること、口座開設年齢について一般NISA・つみたてNISAは20歳以上から18歳以上に、ジュニアNISAは20歳未満から18歳未満にそれぞれ引き下げるなどの改正を行うとした。

教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与非課税制度は、節税目的の利用を防止する改正等を行った上で、適用期限を2年延長するとした。住宅ローン減税は、消費税率10%引上げ後に、税額控除期間を現行の10年から13年に拡充するとした。

2018年の年初に政府・与党内で検討されていると報道されていた、金融所得に係る税率の引上げは、大綱には盛り込まれなかった。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181221_020541.html

【25日】**仮想通貨規制の見直しの方向性（概要編）****～仮想通貨デリバティブ、ICOに対する規制も導入予定～**

2018年12月14日、金融庁の「仮想通貨交換業等に関する研究会」第11回会合が開催され、21日には、報告書が公表された。

報告書では、2018年1月、9月に発生した仮想通貨の外部流出事案を踏まえて、顧客財産の管理・保全の強化（ホットウォレットで秘密鍵を管理する受託仮想通貨に相当する額以上の純資産額及び弁済原資の保持など）や仮想通貨カストディ業務（いわゆるウォレット業務）に対する規制の導入などを提言している。

加えて、仮想通貨交換業者に対する広告・勧誘規制の整備、取引価格の透明性確保、仮想通貨交換業者が取り扱う仮想通貨の変更の事前届出（現行は事後届出）、仮想通貨デリバティブ取引に対する業規制の導入なども盛り込まれた。

関心が高いICOに関しては、その性格に応じて、投資商品の販売と認められるものについては投資に関する金融規制（金融商品取引法）、支払・決済手段の販売と認められるものについては決済に関する規制（資金決済法）を参考としながら、必要な対応を行う方針が示されている。特に、投資商品の販売と認められるタイプのICOトークンについては、原則、株式や債券など第一項有価証券と同等の開示規制を設けるとしている点が注目される。

今後、早ければ2019年通常国会に関連法案が提出されるものと思われる。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20181225_020543.html

過大支払利子税制の見直し**～国内金融機関に支払う借入金の利子は、引き続き損金算入制限の対象外～**

12月14日、与党は「平成31年度税制改正大綱」を公表した。今後、閣議決定を経て、2019年3月末頃に法改正が行われる見込みである。

大綱では、過大な支払利子について損金算入を認めないという「過大支払利子税制」の見直しが行われている（2020年4月1日以後に開始する事業年度から適用）。ただし、引き続き、国内法人が国内の者に支払う借入金の利子は損金算入制限の対象から除外され、国内金融機関の貸し出しには特段の影響はないと考えられる。

また、（非関連者に支払う）債券の利子は、支払時に源泉徴収が行われるもの等は損金算入制限の対象から除外されるため、そのような債券のマーケットにも特段の影響はないと考えられる。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/tax/20181225_020546.html

【26日】**独占禁止法の企業結合規制等の議論****～地方銀行等の経営統合への適用について、来年夏に向け議論～**

近年、経営環境の悪化から地方銀行等の経営統合の動きが活発化しているが、企業結合を規制している独占禁止法が、その動きを阻害しているのではないか、という課題が指摘されている。

11月に、政府の未来投資会議等は「経済政策の方向性に関する中間整理」を公表した。中間整理は政府に対して、2019年夏に決定する成長戦略に向け、地方銀行等の経営統合等に対する競争政策上の制度創設・ルールの整備について検討することを求めている。

独占禁止法に関連して、12月に経済産業省・公正取引委員会・総務省が「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」を公表しており、これについても紹介する。

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181226_020555.html

◇12月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
金融ジャーナル社 「金融時事用語集」 (2019年版)	2019年のトピックス10 「改正相続法への対応」	小林 章子
日本経済新聞 (12月7日付朝刊1面)	平成30年間の税・社会保険料について コメント	是枝 俊悟
日本経済新聞 (12月8日付朝刊20面)	平成30年間の税・社会保険料について コメント	是枝 俊悟
日本経済新聞 (12月8日付朝刊20面)	相続法改正についてコメント	小林 章子
東京新聞 (12月9日付朝刊27面)	役員報酬についてコメント	横山 淳
NHK 「おはよう日本」 (12月10日放送)	標準世帯について出演	是枝 俊悟
日本経済新聞 (12月13日付朝刊19面)	開示府令改正案(役員報酬)について コメント	藤野 大輝
日本経済新聞 (12月14日付朝刊17面)	株式報酬についてコメント	金本 悠希
京都新聞 (12月14日付朝刊5面)	寡婦控除についてコメント	是枝 俊悟
毎日新聞 (12月15日付朝刊3面)	税制改正大綱についてコメント	是枝 俊悟
産経新聞 (12月15日付朝刊2面)	税制改正大綱についてコメント	是枝 俊悟
マネー研究所 (12月15日掲載)	相続法改正についてコメント	小林 章子
フジサンケイビジネアイ (12月17日付4面)	税制改正大綱についてコメント	是枝 俊悟
日本経済新聞 (12月22日付朝刊25面)	改正相続法の税制についてコメント	小林 章子
日経ヴェリタス (12月23日付63面)	消費税率の引き上げについてコメント	是枝 俊悟
日本経済新聞電子版 (12月27日掲載)	開示府令改正案についてコメント	藤野 大輝

◇12月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
12月4日 掲載	大和スペシャリストレポート：今さら聞けない改正個人情報保護法 Q&A (2) http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/21147-001/	藤野 大輝
12月12日 掲載	コラム：税率引き上げより怖い消費税の「インボイス制度」 https://www.dir.co.jp/report/column/20181212_010160.html	金本 悠希